事業者排出量削減計画書制度(第二計画期間)説明会に係るQ&A

番号	項目	御質問	回答
1	該当要件	NF3について,CO2換算で3000トン以上排 出する事業者は報告しないといけないというこ とか。	NF3のみでCO2換算で3000トンを超える事業者は報告が必要であり、すでに特定事業者に該当していてNF3を排出する場合は、他のガス同様に排出量の報告をお願いいたします。 なお、特定事業者の該当要件のうち「大規模エネルギー使用事業者」の要件に該当せず、いくつかの温室効果ガスの合計で3000トンを超えていても、いずれか一つが3000トンを超えていない場合は特定事業者に該当しません。
2	該当要件	第一計画期間で特定事業者の要件から外れた場合はどうなるのか?	平成25年度の実績報告によって特定事業者の要件から外れていると判断された場合には第二計画期間の計画書は提出しなくてよく、提出義務は無くなりますが、任意で提出いただくことも可能です。
ß	算定範囲		各事務所のエネルギー使用量の多少にかかわらず,京都市において特定事業者であり,京都市内,市外府域内双方に事務所がある場合は,府・市双方に御提出をお願いいたします。
4	基準年度排出量	基準年度排出量は原則として3年間の平均であるが、単年度排出量とできる場合の規定が不明確である。	3年間のうちの特定の年度において事業所の増減等により大きな排出量の増減が生じており、3年間の平均を基準とすることが適当でない場合に単年度排出量とすることができます。該当すると思われる場合は御相談をお願いいたします。
5	基準年度 排出量	25年9月頃からの受注増により排出量が増加 したが、基準年度排出量は25年度単年度分を 採用してよいか。	3年間のうちの特定の年度において事業所の増減等により大きな排出量の増減が生じており、3年間の平均を基準とすることが適当でない場合に単年度排出量とすることができます。該当すると思われる場合は御相談をお願いいたします。
0	バンキング	バンキングの繰り越し量に上限はあるのか?	上限は設けません。
7	バンキング		第一計画期間から第二計画期間へ繰り越しを行った超 過量については、第二計画期間から第三計画期間への 繰り越しの対象としません。
8	バンキング	バンキングの適用は3年目にまとめて評価する のか?	適用は3年目に限りません。各年度に振り分けることも可能です。ただし、適用の年度・量について計画書・報告書の特記事項に記載願います。(各年度で〇〇トンずつ差し引き、等)
9	計画変更	26年度中の施設新設,設備増設計画がある が,計画書はどうすべきか。	稼働開始後の1年間の実績を以て来年度に計画変更を お願いします。
10	総合評価		事業者全体の排出量削減を進めるために総排出量での評価を実施しておりますことを御了承願います。事業所での取組による削減に併せて、オフセットの取組も評価に反映されますので、ご検討いただけますと幸いです。

13	重点対策	新たに計画書を作成するに当たり、第一計画期 間で実施済となっている項目について改めて根 拠資料を提出する必要があるのか?	第一計画期間中ですでに実施済となっている項目については、根拠資料の提出は求めません。第二計画期間中に新たに実施済となる場合、資料の提出をお願いします。
14	重点対策	重点対策は全ての施設で実施していないと「実 施している」と見なされないのか?	重点対策各項目の実施状況の確認の対象範囲は各事業者で独自に設定できるものとします。なるべくエネルギー使用量の大きな施設での実施の判断をお願いいたします。
15	重点対策	重点対策の追加項目「搬出入車両のエコカー導入」について、貨物自動車のエコカーへの更新依頼とあるが、提出資料はどのようなものとなるか?どの程度のものがあれば「実施済」となるのか?	商品等の搬出入を行う事業者に対して貨物の運送に使用する自動車をエコカーに更新するよう要請していることが分かる文書を御提出願います。詳細は「重点対策ハンドブック」を御参照願います。
16	重点対策	重点対策の追加項目「事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施」について, 「事業者全体」とはどの範囲のことか。	事業者が国内に持つ事業所全体とします。詳細は「重 点対策ハンドブック」を御参照願います。
17	その他	第三計画期間での削減量不足分をクレジット購入で実施する予定はあるのか?	第三計画期間のクレジット導入については、未定です。第一、二計画期間の削減の実施状況を基に検討いたします。